



# 日本証券業協会におけるインサイダー 取引防止のための取組み等について

平成24年9月25日

日本証券業協会 平田 公一

# 1. インサイダー取引予防のための取組み

## (1) 自主規制規則の制定(\*)等

- ① 法人関係情報に係る社内の管理態勢の整備を義務付け
- ② 職務上知り得た秘密の漏えいを禁止
- ③ アナリストレポートを執筆するに際して入手した情報の適正管理を義務付け

## (2) 監査の実施

- ・証券取引所と連携した会員に対する監査の実施

## (3) 自主制裁の発動

- ・法令、自主規制ルール等の違反に対して、厳正な制裁を行い、再発防止に努める。

## (\*) 法人関係情報に関する自主規制規則

参考1 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」

参考2 「協会員の従業員に関する規則」

参考3 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」

参考4 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」

## 2. インサイダー取引事案を踏まえた今後の取組み



- (1) 引受証券会社を対象に「法人関係情報の管理態勢の点検」(\*)を要請。  
(8/24に東証及び大証と連名で要請、9/28迄に本協会宛に点検結果を報告)
- (2) 今回の事案を踏まえ、問題点などの論点整理を行うとともに、次の観点から再発防止策及び信頼性向上に向けた方策について検討中。
- ① 法人関係情報の管理等に関連する自主規制規則等の見直し
  - ② 自主制裁の強化
  - ③ 監査及び売買管理に関する協力体制の強化
  - ④ 研修及び資格試験制度の見直し
- (10月中に特別研修を東京・大阪で実施予定)

(\*)参考5 会員通知「法人関係情報の管理態勢の点検について」  
(日証協(自)24第68号 平成24年8月24日)

### 3. 情報伝達行為への対応

～情報伝達行為に対する規制を設けることをどう考えるか～

- 資本市場においては、様々なチャネルから発信される情報は重要であり、それにより適正な価格形成が行われていることを勘案すると、情報伝達行為に対する規制を設けることは、慎重かつ十分な議論を尽くすべきである。
- そのうえで、不公正な取引を招くケースについては、一定の規制が行われることはやむを得ないと考える。
- ただしその場合でも、情報受領者がインサイダー取引を行った場合や情報受領者がインサイダー取引を行うことを意図していることを情報伝達者が知っている場合に限定すべきであると考えます。
- また、規制される行為主体は会社関係者(金商法166条)、規制される情報は「未公表の重要事実」とすべきであると考えます。

## 4. 課徴金額の計算方法

～「他人の計算」によるインサイダー取引の課徴金額の引き上げについて～

- 抑止効果を高めるために、課徴金額の引き上げの検討は必要であると考える。
- ただし、課徴金額の引き上げの検討に際しては、課徴金額の計算方法や対象者について、様々な技術的課題があるため、慎重かつ十分な議論を尽くすべきである。

○近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み、例えば次のようなインサイダー取引規制の見直しの検討が考えられる。

- ① 会社関係者の「職務に関し知ったとき」(金商法166条1項)の取扱いについて
- ② バスケット条項(金商法166条2項)の取扱いについて
- ③ 投資家サイドの行為について
- ④ アナリスト・レポートの取扱いについて